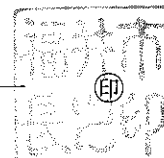


参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 9 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

殿下地区（国山集落・宿堂集落・水谷集落・西別所集落・千合集落・大矢集落・二ツ屋集落・尼ヶ谷集落・白滝集落・畠中集落・武周集落・風尾集落・別畑集落・謡谷集落）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

3 経営体数

法人	0 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・軽微なほ場整備を行い、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・直売所を利用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農している。今後も継続していく。

(別紙)

- ・営農・維持管理作業を請負う定年帰農者により、耕作放棄地を削減していく。
- ・シバザクラ等の地衣植物の植栽がされ、畦畔の草刈り作業の労働力が軽減されている。今後も継続していく。
- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少している。今後も継続していく。
- ・集落内の認定農業者への利用権設定等により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。